四年以上五年未満	六％
五年以上六年未満	七％
六年以上七年未満	八％
七年以上八年未満	九％
八年以上九年未満	十％
九年以上十年未満	十一％
十年以上	十二％

十八　賃金改善要件分　当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
十一年未満	三％
十一年以上	四％

十九　キャリアパス要件分　当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる一パーセントの割合をいう。

二十　加算率　当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一　処遇改善等加算　当該施設等における職員の平均勤続年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

二十二　副園長・教頭配置加算　当該施設等において、副園長又は教頭を配置する場合に加算されるものをいう。

二十三　三歳児配置改善加算　当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十四　満三歳児対応加配加算　当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十五　チーム保育加配加算　当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。

当該施設等の利用定員	上限人数
四十五人以下	一人
四十六人以上百五十人以下	二人
百五十一人以上二百四十人以下	三人
二百四十一人以上二百七十人以下	三・五人
二百七十一人以上三百人以下	四人
三百一人以上四百五十人以下	五人
四百五十一人以上	六人

二十六　通園送迎加算　当該施設等において、通園送迎を行う場合に加算されるものをいう。

二十七　給食実施加算　当該施設等において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもについて給食を実施する場合に、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

二十八　外部監査費加算　当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。

二十九　年齢別配置基準　当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における支給認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

三十　加減調整部分　当該施設等において、年齢別配置基準を下回っている等の事情がある場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本部分及び基本加算部分を加減調整するものをいう。

三十一　乗除調整部分　当該施設等において、当該施設等を利用する支給認定子どもの数が当該施設等の定員を恒常的に超過している場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本分単価及び基本加算部分を乗除調整するものをいう。

三十二　特定加算部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで及び第五十三号から第五十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

三十三　主幹教諭等専任加算　当該施設等において、事業の取組状況に応じて主幹教諭等を指導計画の立案の業務に専任することができるよう、代替教員を配置する場合に加算されるものをいう。

三十四　子育て支援活動費加算　当該施設等において、事業の取組状況に応じて専任化した主幹教諭等が保護者又は地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組む場合に加算されるものをいう。

三十五　療育支援加算　当該施設等において障害児を受け入れており、かつ、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されるものをいう。

三十六　冷暖房費加算　当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

イ　一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

ロ　二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

ハ　三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

ニ　四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

ホ　その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

三十七　施設関係者評価加算　当該施設等において、施設等の関係者（当該施設等の職員を除く。）による評価を実施し、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。

三十八　除雪費加算　当該施設等が特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地域をいう。）に所在する場合に加算されるものをいう。

三十九　降灰除去費加算　当該施設等が降灰防除地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十二条第一項に規定する降灰防除地域をいう。）に所在する場合に加算されるものをいう。

四十　施設機能強化推進費加算　一時預かり事業等の複数事業を行う当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。

四十一　小学校接続加算　当該施設等において、小学校との連携及び接続に係る取組を行う場合に加算されるものをいう。

四十二　栄養管理加算　当該施設等において、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるものをいう。

四十三　第三者評価受審加算　当該施設等において、第三者評価を受け、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。

四十四　保育必要量区分　次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ　保育標準時間認定　一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）の区分として、保育必要量の認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第四条第一項の規定に基づく認定をいう。ロにおいて同じ。）を受けたものをいう。

ロ　保育短時間認定　一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分として、保育必要量の認定を受けたものをいう。